

差し押さえ(滞納処分)の流れ ＜給与の場合＞

納税通知書発送(税額と納期限の決定)

滞納(納期限までに納付がない)

督促状発送

納期限を過ぎると、20日以内に督促状を発送します。また、**納期限を過ぎると延滞金が生じる場合があります。**

電話による
お知らせ

納期限が過ぎても市税などの納付の確認が取れないかたに対し、「川口市納税催告センター」から電話でお知らせします。

催告書発送

督促状の発送後にも納付が確認できない場合は、催告書などによる催告を行います。

勤務先に対して
給与支払額などを調査

市税を納める資力があるかを確認するため、勤務先に調査を行います。

差し押さえ(滞納処分)

国税徴収法で規定する金額(最低生活費などを控除した金額)を差し押さえます。



埼玉県と県内63市町村の合言葉 **ストップ!** 滞納

10月～12月は滞納整理強化期間

市税は、「市民の皆さんの暮らしを支える」貴重な財源です。多くのかたは納期限までに納税しており、市税全体の収率率も平成25年度の90.6%から令和6年度は98.3%（決算見込み）と年々上昇しています。

一方で、ごく一部のかたが滞納している状況です。客観的に見て市税を納める資力がありながら納めないかたは、納期限までに納税しているかたとの公平性を欠き、許されないものです。

本市では、市税の滞納に対し、「ストップ!滞納」を合言葉に、近隣の蕨市、戸田市や川口県税事務所と連携して、滞納者の給与や売掛金などの差し押さえを集中的に行います。

財産の差し押さえ(滞納処分)

地方税法では、市税を滞納した場合、財産を差し押さええて徴収しなければならないと定められています。

差し押さえられた財産は、所有者が自由に処分できなくなり、市がその処分の権利を得て、財産の売却や権利を行使して徴収した額を市税に充当します。

差し押さえる財産は、不動産や自動車、預貯金だけでなく、滞納者の収入そのものである給与なども対象となります。

納税が困難なときはご相談ください

次のような事情で納期限までに納税することができない場合は、お早めにご相談ください。

- 病気やけがで働けなくなり、預貯金などもなく生活が成り立たない。
- 災害や盗難で多額の損害を受けた。

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7949 FAX048-259-4967

「第44回川口市社会福祉大会」を開催します!

本市では「思いやり、いたわりあい、助けあい」の福祉の心を広く市民に育てていただくことを目的として、毎年10月25日を「福祉の日」と定め、川口市社会福祉大会を開催しています。

日時 10月18日(土) 14:00～(開場13:45)

場所 フレンドピア(キュポ・ラ4階)

参加費 無料 申込 不要

福祉の日デザイン画 入賞作品が決定しました!

テーマ:わたしから、手を差し伸べてみる勇氣。
今年度ご応募いただいた全358作品の中から、最優秀賞、優秀賞、佳作を選出しました。
入賞作品は川口市社会福祉大会で表彰、掲示します。

最優秀賞



小学5年 植田 芽来さんの作品



※第27回川口市障害者週間記念事業「ハートフェスタ」をキュポ・ラ広場で同日開催します。
→詳細は15ページをご確認ください。

プログラム

＜オープニングセレモニー＞
マリンバ演奏
PASSION MUSIC



＜第1部:式典＞
社会福祉功労者への表彰・感謝状、
金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚
賀詞贈呈など

＜第2部:記念講演・地域福祉活動実践発表＞

記念講演

『笑いと健康』
講師:成木 弘子 氏



地域福祉活動実践発表

発表校:川口市立幸町小学校

※金婚等賀詞贈呈事業は令和7年度をもって終了します。

問い合わせ…福祉総務課 ☎048-259-7647 FAX048-251-1877